

# <初診時特定療養費について>

初診の場合に、他の医療機関等からの紹介状をお持ちでない患者様には、通常の医療費の他に初診時特定療養費をご負担いただきます。

**『初診時特定療養費 1,100円（税込み）』**

※厚生労働省は医療機関の役割分担を進めており、「初期の診療は医院・診療所で、高度・専門医療は病院で行う」ことを目的として、200床以上の病院を受診する際、他医療機関からの紹介状をお持ちでない場合には、初診時特定療養費として特別の料金を徴収できるとする制度を定めております。

<次に該当する方は、初診時特定療養費をご負担いただきます>

- 他医療機関からの紹介状を持たずに初めて受診される場合
- 以前に当院を受診したことがあっても、すでにその病気が治癒・又は治癒に近い状態となり、紹介状を持たずに再度受診した場合

<次に該当する方は、初診であっても特定療養費はいただきません>

- 他医療機関からの紹介状をお持ちの方
- 緊急の場合（救急車で来院など）
- 生活保護法による医療扶助の対象となる方
- 特定疾患等各種公費負担制度受給対象の方  
（子育て支援医療・ひとり親家庭等医療は除く）
- 地域に他に当該診療科を標榜する保険医療機関がなく、当該保険医療機関が外来診療を実質的に担っているような診療科を受診する方（小児科）

上記に関しまして、ご不明な点がございましたら受付窓口にてお問い合わせください。